飯田市及び大分市の災害時相互応援に関する協定書

飯田市及び大分市(以下「両市と総称する。」)は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた場合に、その被害を受けた都市(以下「被災都市」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合において、被災都市の要請に応え、相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、両市の区域内において災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、消防組織法(昭和22年法律第226号)その他法令の規定に基づくもののほか、両市が相互に行う応援(以下「応援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - (4) 応急措置を実施するために必要な職員の派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、被災都市から特に要請があった事項

(応援の要請の手続)

- 第3条 応援を受けようとする被災都市は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、第6条に 定める連絡担当部局を通じて、文書により応援を要請するものとする。ただし、急を要すると きは、口頭により応援を要請し、後日速やかに文書を送付することができるものとする。
 - (1) 災害による被害の状況
 - (2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を受けたい職員の職種別人員数及び業務内容
 - (4) 応援を必要とする場所及び当該場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

(応援の実施)

- 第4条 前条の規定による要請(以下「要請」という。)を受けた市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じるよう努めるものとする。
- 2 両市は要請に応じることとした場合は、過剰な負担とならないと認める範囲内において、応援を実施する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、両市は、要請がない場合であっても、激甚な災害により、被災 都市との連絡がとれないときその他応援を行う必要があると認めるときは、応援を実施するこ とができる。

4 要請を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災都市にその旨を通知しなければ ならない。

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、法令の規定に基づき、要請を行った市が負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による応援に要した経費は、応援を実施した市が負担するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、応援に要する経費について必要な事項は、その都度両市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第6条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料等の交換)

第7条 両市は、応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

(平常時における相互協力)

第8条 両市は、応援が円滑に行われるよう、平常時から相互に連携し、防災体制の整備充実を 図るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた 事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月23日

大分市 大分市長

飯田市 飯田市長